

平成 30 年

郡山市教育委員会

6 月定例会議事録

平成 30 年 郡山市教育委員会 6 月定例会議事録

日 時	平成 30 年 6 月 29 日 (金) 午後 1 時 30 分		
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎 5 階)		
出席委員	教 育 長 小 野 義 明	委 員	今 泉 玲 子
	委 員 阿 部 晃 造	委 員	藤 田 浩 志
	委 員 田 中 里 香		
出席者	教育総務部長	野 崎 弘 志	
	学校教育部長	早 崎 保 夫	
	教育総務部次長兼総務課長	馬 場 章 光	
	学校教育部次長 ((併) こども部次長)	橋 本 裕 樹	
	生涯学習課長	大 越 総	
	中央公民館長兼勤労青少年ホーム館長	黒 田 知 恵 子	
	中央図書館長	熊 坂 則 男	
	学校教育推進課長	半 沢 一 寛	
	教育研修センター所長	村 上 文 生	
	総合教育支援センター所長	高 山 良 勝	
	美術館主幹兼副館長	佐 藤 秀 彦	
	学校管理課主幹兼管理主事	安 田 良 一	
	教育総務部総務課長補佐	大 澤 修 一	
	学校管理課長補佐	小 野 貴 裕	
	総務課主任主査兼総務管理係長	古 川 誠	
書 記		佐 藤 齊	

会 議 次 第

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長の報告

4 議 事

議案第 21 号 郡山市学校教育審議会委員の委嘱について

議案第 22 号 郡山市学校教育審議会特別委員の委嘱について

議案第 23 号 郡山市青少年会館条例施行規則の一部改正について

議案第 24 号 郡山市少年湖畔の村条例施行規則の一部改正について

5 そ の 他

(1) 学校におけるブロック塀等の安全点検について

6 各課報告

7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会平成30年6月定例会を開会いたします。

本日は、阿部教育長職務代理者が都合により欠席されておりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条3項」の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本定例会は成立いたします。

はじめに、平成30年5月定例会の議事録の承認についてですが、何かご意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

平成30年5月定例会の議事録については、配付のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認め、そのように決しました。

次に、教育長報告として、私から報告いたします。

今回報告させていただきます内容は、平成30年郡山市議会6月定例会の概要についての報告であります。市政一般質問につきましては、13名の議

員が登壇し、そのうち12名の議員からご質問をいただきました。質問の件数につきましては学校教育について50件、生涯教育、社会教育について8件、その他1件、合計59件の質問をいただきました。それぞれの所管別の件数については、教育総務部が11件、学校教育部48件、合計で59件となっております。昨年の6月議会での質問件数は43件でありましたので、今回は、かなり多く質問が出されたということになります。

資料の2ページ以降に、それぞれの議員からの質問内容、答弁要旨について記録させていただいておりますので、後ほどご確認ください。

以上が郡山市議会6月定例会についての報告になります。

ご質問等ございませんか。

阿部委員 ナクソスとは、どのようなものを言うのですか。

中央図書館長 ナクソスというのは、ナクソス・ミュージック・ライブラリーという会社と契約をして、クラシックやジャズを中心とした音楽をインターネットを介して提供するライブラリーであり、その楽曲数は約160万曲位ございます。

その運用については、ID、パスワードを図書館を通して入手すれば、パソコン、スマートフォン、タブレットで、約2週間ほど24時間どこでも音楽を聞くことができるものであります。

クラシックを中心とした色々な曲が聴けるというシステムであり、平成29年度からサービスを開始しております。

阿部委員 無料でアクセスできるのですか。

中央図書館長 はい。中央図書館のホームページからナクソスに入る箇所にアクセスしていただき、そこにIDとパスワードを入力することで無料で聴取できます。

教 育 長 他に何かありますか。

(なし)

教 育 長 それでは、次に「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第21号「郡山市学校教育審議会委員の委嘱について」、議案第22号「郡山市学校教育審議会特別委員の委嘱について」、議案第23号「郡山市青少年会館条例施行規則の一部改正について」、議案第24号「郡山市少年湖畔の村条例施行規則の一部改正について」が提出されておりますが、この内、「議案第21号」と「議

案第22号」の審議につきましては人事案件のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられますので、委員の皆様にお諮りいたします。「議案第21号」及び「議案第22号」の審議について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教 育 長 出席者の3分の2以上の賛成でありますので、「議案第21号」及び「議案第22号」の審議について、非公開とすることに決しました。つきましては、非公開の案件については、後ほど「6 各課報告」終了後に審議することとし、先に、「議案第23号」と「議案第24号」の審議に入ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認め、はじめに、議案第23号「郡山市青少年会館条例施行規則の一部改正について」の審議に入ります。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 今回提出しております「議案第23号」並びに「議案第24号」については、来年度以降の指定管理者制度の更新、導入に向けたものであります。

それでは、早速、議案第23号「郡山市青少年会館条例施行規則の一部改正について」、説明させていただきます。当該施設につきましては、既に指定管理者制度を導入している施設であります。来年度以降の指定管理者制度の更新に際し、当該施設は西部地区にある他の8施設を含めた9施設でのグループ化による指定管理を予定していることから、今回の改正では、申請者の申請手続きの簡素化等を図るため、これまで各施設、各規則ごとに規定していた各種申請書等の様式を削除する改正を行うものであります。この改正は青少年会館だけではなく、指定管理者を導入している全ての施設の規則において申請書等の様式を定めていたものでありますので、それぞれ一斉に削除をするものになります。

以上であります。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

阿 部 委 員 9つの施設を1つの指定管理者が運営するということですか。

生涯学習課長 現在の実態としては、西部地区の8つの施設を新潟総合学院が指定管理者という形で運営されているところであります。

教 育 長 他に何かありますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
議案第23号「郡山市青少年会館条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第23号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第24号「郡山市少年湖畔の村条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、議案第24号「郡山市少年湖畔の村条例施行規則の一部改正について」、ご説明いたします。当該議案についても、議案第23号同様、指定管理者制度の更新、導入に伴う施行規則の改正についてであります。郡山市議会6月定例会において、少年湖畔の村の指定管理者制度導入に係る郡山市少年湖畔の村条例の一部改正が可決されたことに伴い、同施行規則を改正するものであり、内容につきましては、これまで同規則により定めていた使用時間、休館日に係る規定を、条例において規定することになったことから、当該規則から削除するものであります。併せて、第10条「募集時の公告事項等」から第14条「事業計画書等の変更」についてまでを、指定管理者制度導入に伴い、新たに規定するものであります。

以上であります。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

今 泉 委 員 指定管理制度の導入に伴い、責任の所在はどのようになるのですか。

生涯学習課長 協定の中で様々な仕様を定めることにはなりますが、例えば、修繕等を一つ

とつても、料金収入等が全て指定管理者の収入になりますことから、一定の修繕については指定管理者の責任の下で行ってもらうようになり、一定の基準を超えた場合には、市が負担するといったように、ケースによって協定に基づき対応していくことになります。

今泉委員 例えば、除草や清掃業務などは、指定管理者の責任の下で行うようになるのですか。

生涯学習課長 そのような形になります。

教 育 長 その他、質問等ございますか。

藤田委員 今泉委員の質問に関連して、他の市町村等の指定管理者制度の実態として、管理がずさんでトラブルなどが起きたケースがあると聞き及んでいるのですが、郡山市においてはそのようなケースは無いのですか。

生涯学習課長 私ども教育委員会に係る施設については、そのような話を聞いたことはございません。

教 育 長 他に何かありますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
議案第 24 号「郡山市少年湖畔の村条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、「議案第 24 号」については、原案のとおり決しました。

次に、「5 その他」に入ります。(1) 学校におけるブロック塀等の安全点検について、事務局の説明を求めます。

教育総務部次長 (1) 学校におけるブロック塀等の安全点検について、ご説明いたします。資料の 1 ページをご覧ください。これは国土交通省提供の資料であります

が、ブロック塀等のチェックポイントとして3点明示されています。1点目は、塀の高さが2.2メートル以下であること。2点目が、塀の厚さが10センチメートル以上であること。3点目が、控え壁があること。これらが安全点検のチェックポイントとなっております。

本市の学校におけるブロック塀等の安全点検の実施状況であります。去る6月18日に大阪北部で発生した地震により、登校中の女子児童が亡くなるという痛ましい事故が発生したことを受けまして、18日から19日にかけて、全小中学校及び義務教育学校におけるブロック塀等の有無等について確認を行いました。その結果、基準として示されている高さ2.2メートルを超えるブロック塀はありませんでした。また、高さ1.2メートルを超える場合には、塀の長さ3.4メートルごとに、控え壁を設けることになっていますが、そのようなブロック塀もありませんでしたので、危険なブロック塀はないという結果になっております。今後についても、学校施設の安全管理に努めて参りたいと思います。

以上であります。

教 育 長 この件については、全小中学校、義務教育学校、全て調査した結果、異常なしということでありまして、各方面から問い合わせ等が入っておりますが、全てこのような形で回答させていただいております。

委員の皆様、質問等ございますか。

藤 田 委 員 この調査は、学校が管理しているブロック塀等の調査ということだと思っておりますが、通学路における各自宅等のブロック塀等についても、危険等が孕んでおり注意が必要だと思っております。学校施設以外の部分について、直して欲しいということとは言えないと思うのですが、その辺のチェックも行っていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育部長 地震発生翌日に、各学校へブロック塀以外のサッカーゴールや校具、遊具などについても点検するよう通知しました。通学路についても、地域の皆様の協力を得ながら、危険箇所等の点検を実施するよう通知したところであります。また、日頃から避難訓練等は実施しているところではあります。子ども達の身を自他共に守る術を習得させるために、更に発達段階に応じた指導をするよう通知したところであります。

以上であります。

教 育 長 その他、何かありますか。

(なし)

教 育 長 それでは、次に「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告。)

No	所属名	件名
1	総務課	・平成 30 年度教育委員会表彰等について
		・郡山市教育委員会の権限に属する平成 29 年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
2	生涯学習課	・平成 30 年度第 1 回郡山市社会教育委員の会議について
3	中央公民館	・市民学校「植物図鑑」について
		・はやま一ゼ教室（春）について
		・市民学校「身体のこと勉強すっぺ」について
		・第 49 回郡山市親善家庭バレーボール中央地区大会について
		・中央キッズスクールについて
		・郡山公会堂の利用再開について
4	中央図書館	・「学校司書向け 読書活動推進講座」実施報告について
		・「郡山市こども司書」要請講座等の実施について
5	美術館	・長期休館中の事業について
		・改修工事の終了について
		・再オープン記念企画展「ターナー 風景の詩」について ○開会式及び工事に関する報告会について ○企画展概要について
6	学校管理課	・平成 30 年度学校給食における食物アレルギー対応について

